

E 2 0 2 磁気共鳴コンピューター断層撮影 (MR I 撮影) (一連につき)

【項目の見直し】

- 1 3テスラ以上の機器による場合 1,600点
- 2 1.5テスラ以上3テスラ未満の機器による場合 1,330点
- 3 1又は2以外の場合 920点

し行われる場合に限り算定する。

- 1 3テスラ以上の機器による場合
 - イ 共同利用施設において行われる場合 1,620点
 - ロ その他の場合 1,600点
- 2 1.5テスラ以上3テスラ未満の機器による場合 1,330点
- 3 1又は2以外の場合 900点

【注の追加】

(追加)

注5 MR I 撮影について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、乳房のMR I 撮影を行った場合は、乳房MR I 撮影加算として、100点を所定点数に加算する。

【注の追加】

(追加)

注6 MR I 撮影の1のイについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合又は診断撮影機器での撮影を目的として別の保険医療機関に依頼し行われる場合に限り算定する。

